

# 旭市立豊畑小学校 いじめ防止基本方針

子どもサポート委員会

いじめ防止対策推進法に基づき作成

## 目次

- I いじめの定義と基本理念について
- II いじめ防止対策組織について
- III いじめの未然防止について
- IV いじめの早期発見について
- V いじめの相談・通報について
- VI いじめを認知した場合の対応について
- VII 指導について
- VIII 重大事態の対処について
- IX 公表・点検・評価
- X 年間計画一覧
- XI 備考

## I いじめの定義と基本理念について

### 1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけあいであっても、心身の苦痛を感じていればいじめと認知する。

### 2 学校の基本理念

- (1) いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりえるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (2) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを主として行われなければならない。
- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県や市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、いじめ防止対策推進法を遵守しいじめ問題の対応にあたり、いじめが発生した際には、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

### 3 いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

#### 4 いじめ解消の定義

- (1)いじめの行為が3ヶ月以上やんでいる。
- (2)被害児童が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

#### 5 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。

## II いじめ防止対策組織について

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 1 子どもサポート委員会

- ・校内委員会（いじめ防止推進委員会）  
…定例会は月1回開催 その他いじめ認知の際必要に応じて随時開催
- ・校外委員会…定例会は7月・11月・2月開催 緊急時は随時招集

#### (1)構成メンバー

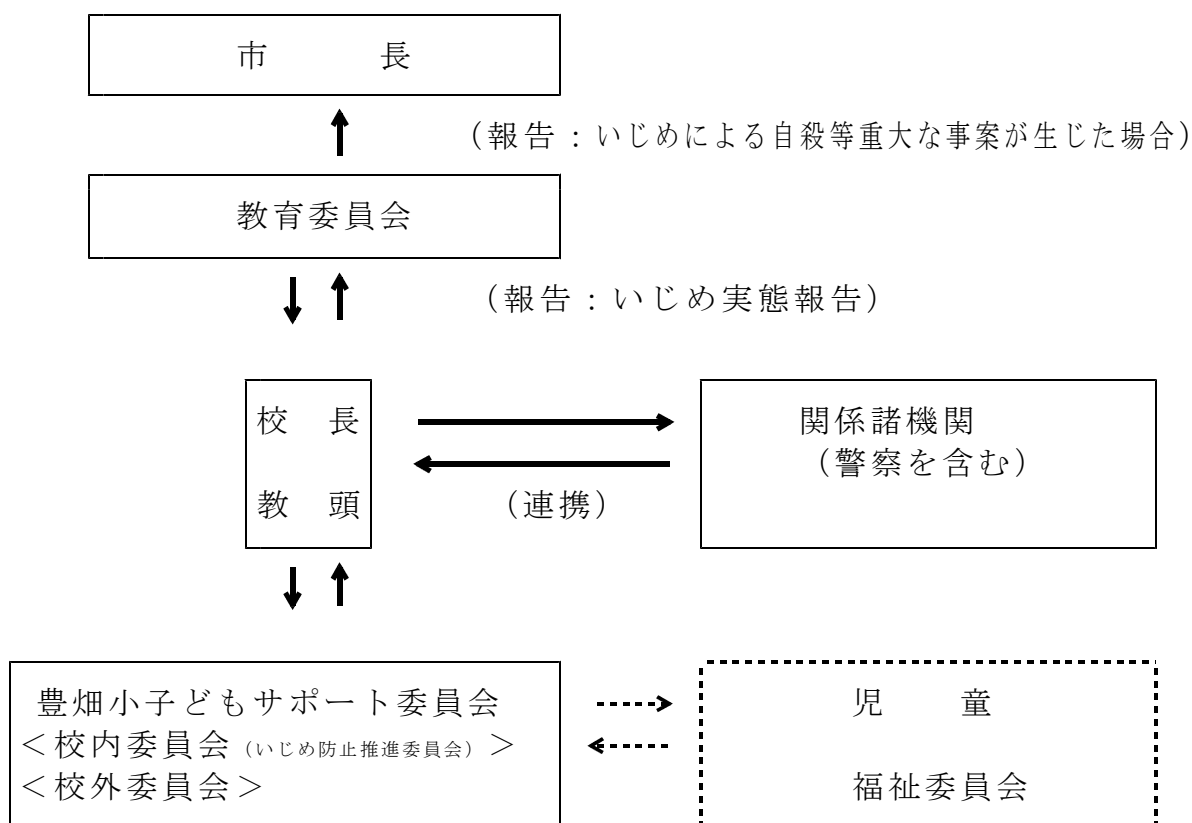
<校内委員会>

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・当該学級担任
- ・その他長欠対策担当、教育相談担当、SC等 状況に応じ校長が招集

<校外委員会（基本方針や報告の承認、及び重大事案発生時等に招集）>

- ・学校評議員 ・その他必要と認められる外部機関・有識者等

<いじめ防止の組織図>



## Ⅲ いじめの未然防止について

### 1 児童・保護者・地域への啓発活動

#### <児童>

- (1) 全校集会での講話
- (2) 学級活動での講話・話し合い活動など、日常生活や授業での指導
- (3) 映像資料の活用

#### <保護者>

- (1) 学校だより、学年だより等での周知・啓発
- (2) ホームページ、teturu 配信の活用

#### <地域>

- (1) 1000か所ミニ集会
- (2) 学校だより、ホームページを活用

### 2 職員の研修

#### <研修のポイント>

- (1) 教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長するとともに、児童への悪い手本になることを自覚する。
- (2) 学校全体で暴力、暴言を排除する。（モラールアップ委員会）
- (3) 過度の競争意識、勝利至上主義、児童のストレス過多等が、いじめを誘発する等の問題があることを職員が十分に理解して指導にあたる。
- (4) 道徳や学級活動等を通じて、インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童に理解させる。
- (5) 特に配慮が必要な児童（発達障害がある児童、外国人児童、いわゆる性的マイノリティの児童等）について、教職員が児童個々の特性を理解し情報共有して、保護者と連携しながら、周囲の児童に対する適切な指導を組織的に行う必要がある。
- (6) 長期欠席児童や感染症に伴う欠席児童等に対する差別や偏見を生じさせないように十分に配慮する。
- (7) 自分に対するいじめや周囲で起きているいじめについて、勇気を持って教師や保護者に相談することは正しい行いであることを教育活動全般において指導する。またいじめの傍観者にならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる。

### 3 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開

- (1) 児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面の設定
- (2) 児童一人一人に「自己決定」の場面を与える取り組み
- (3) 「共感的理解」を通して、児童一人一人が互いを認め合う場面の設定

### 4 計画的・組織的な指導計画と実践 及び 児童の自発的な活動を支援する取組

- (1) 自らいじめの重大性に気づき、防止に向けて強い心で主体的に考え行動することができる児童を育成する
  - ①いのちを大切に作るキャンペーン
  - ②「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育
  - ③道徳映像教材の活用
  - ④インターネット・情報モラル教室 等
- (2) 児童が互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる

- ①豊かな人間関係づくり実践プログラム 等
- ②福祉委員会を中心とした児童による活動の支援  
(いじめ撲滅の呼びかけ、スローガン作成、あいさつ運動等)

## IV いじめの早期発見について

### 1 定期的なアンケート調査（月1回、月末に実施）

- (1) 調査実施時期（朝の会等）・調査項目・調査方法の配慮  
(調査項目は、インターネットを通じたいじめ内容も含む)
- (2) 調査から得られた情報についての対応（全体指導・個別指導）
- (3) 管理職への結果の報告
- (4) プライバシーの厳守
- (5) 相談箱による把握

### 2 定期的な教育相談（5月・11月・1月の年3回の実施）

- (1) 学級担任を中心とした全児童との教育相談（悩み・進路・学習・友人関係 等）
- (2) アンケート調査後に実施（一人10分～15分）
- (3) 必要に応じて、保護者に連絡し家庭との連携
- (4) 必要に応じて、校内いじめ防止推進委員会で協議し、組織で対応
- (5) 出てきた問題を、職員会議内「子どもを語る会」で共通理解
- (6) 分かった段階で管理職に報告  
※1, 2のアンケート用紙は市教育委員会の指示により○年間（重大事態については○年間）管理・保存する。

### 3 適宜必要に応じた教育相談

- (1) 担任だけでなく、養護教諭や全ての職員が必要と思われる児童を対象に教育相談を実施する。（悩み・進路・学習・友人）～相談箱や直接の相談に対応
- (2) 管理職に必ず報告
- (3) 必要に応じて、保護者に連絡し家庭との連携を図る
- (4) 必要に応じて、校内いじめ防止推進委員会で協議し、組織で対応

### 4 観察と巡回

- (1) 休み時間等、授業時間以外の児童の人間関係を観察（特に、休み時間で一緒に遊ぶ中での様子を観察する）
- (2) 日常的にトイレ、体育館、特別教室等の巡回  
※いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、気になることがある場合は、速やかに学校へ相談する等の啓発活動を行う

### 5 相談箱による把握

- (1) 毎日養護教諭が確認して、いじめの早期発見をする。

### 6 保護者への啓発

- (1) 学校だより等により、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し心配があるときは速やかに学校に相談（電話、連絡帳、来校、家庭訪問要請等）するよう啓発する。  
(例) 急に元気がなくなる、言葉数が減る、服装に泥や汚れがついている、学用品がなくなる、友だちの話をしなくなる、遊ぶ相手がいなくなる、等

(留意事項)

- 些細な兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- いじめの情報を報告した児童が不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する。
- いじめに関わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止推進法に違反することを職員が共通理解する。

## V いじめの相談・通報について

学校は、いじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守る。

### 1 学校内のいじめ相談・通報窓口の設置

- (1) 教頭、養護教諭が窓口となる
- (2) 相談箱の設置  
※「はなす勇気」「SOSの出し方」の指導は、全校集会や学級で行う

### 2 学校外はいじめ相談窓口の周知

- (1) 県教委教育相談専用ダイヤル (0479-23-5954)
- (2) 文部科学省 24時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310)
- (3) 子どもの人権110番 (0120-007-110)
- (4) ヤング・テレホン (0120-783-497)
- (5) 千葉いのちの電話 (043-227-3900)
- (6) 地域の民生委員  
※「はなす勇気」「SOSの出し方」の指導は、全校集会や学級で行う

## VI いじめを認知した場合の対応について

### 1 いじめ防止推進委員会の立ち上げ

- (1) いじめの疑いを認識した職員が生徒指導主任に報告。
- (2) 生徒指導主任及び発見者が管理職に報告し、校内組織が対応策（事実関係の確認とそれに基づく具体的な対応（VII参照））を検討
- (3) 必要に応じて校外組織、警察等の関係諸機関との連携  
（重大事態と判断する場合はVIIIへ）

### 2 事実関係の確認と保護者への報告

#### A 「いじめを受けた児童」

- (1) 教育相談・事実確認  
「いつ、どこで、だれが、何を、どのように」等を、時間経過に沿って慎重に確認し、記録する。
- (2) 心情を理解した具体的対応・徹底して守り抜くことを本人（保護者にも）に伝える。
- (3) 今後の対応について説明。不安な点を聞き、対策案を示す。
- (4) 細かな点に配慮した対応について具体例を示す。

## B 「いじめを行った児童」

### (1) 教育相談・事実確認

「いつ、どこで、だれが、何を、どのように」等を、時間経過に沿って慎重に確認し、記録する。

(2) 聴取の体制、記録の保存、聴取時間や場所の環境に配慮する。休憩や食事の時間の確保、暴言や威圧等の不適切な聴取方法をしない。

(3) いじめを行った児童が、周辺の児童やいじめを受けた児童に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止するよう留意する。

## C 「周辺の児童」

### (1) 教育相談・事実確認～情報の収集（アンケート調査等）

## D 「保護者」（A～Cに基づく事実関係の報告等）

(1) いじめが認知された場合は、被害、加害双方の保護者に対し、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝え、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(2) いじめの調査結果について、被害・加害児童及びその保護者への情報提供を適切に行い、その後の対応について説明し、共通理解を図る。

# VII 指導について

いじめを受けた児童へのケアといじめを行った児童への個別指導及び全体指導を確実に実行する。その際、関係児童のプライバシーに留意して対応する。

## 1 いじめを受けた児童へのケア

(1) 安心して学校生活を送れるための支援（別室登校や補習等）

(2) カウンセラーの活用

(3) 周囲の仲間の支援体制

(4) 保護者への支援

(5) 複数の教職員による相談窓口

(6) 継続的な観察

※指導後最低3ヶ月間は継続観察し、いじめが解消したことを確認する。また、解消後も被害・加害児童の様子について適宜留意する。

## 2 いじめを行った児童への指導

(1) いじめは絶対に許されないと強く指導するとともに、なぜそのような行動をとってしまったのか背景を探り、被害児童との関係改善を図る。

(2) 思いやる心を育て、集団生活の意義や学校生活の振り返り、意欲や目標を持って生活しようとする態度等について指導し、充実した学校生活を送ることができるようにする。

(3) いじめを受けた児童やその情報を提供した児童へ圧力を加えない旨指導する。

(4) 保護者に対し、友だちへの接し方、生活の見直しや意欲ある生活の仕方等について家庭でも指導できるよう、相談・助言しながら、連携して対応する。

## 3 傍観者に対する指導・全体指導

(1) いじめは許されない行為でそれを許さない環境を作っていこうと再確認する。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対しての指導の徹底。もし、見たり聞いたりした場合は、勇気をもって先生に言うことの意識づけをする。

#### 4 場合により加える指導：保護者への理解をお願いする場面

- (1) 指導後もいじめを受けた児童が恐怖のあまり教室に入れなかった場合、いじめを受けた児童が安心して学習に取り組むことができるようにするため、登校時間の調整や別室対応などの配慮をするなど、保護者や関係機関とも連携して不登校対策を講じる。また必要に応じて、いじめを行った児童を別の場所で学習させる等の措置をとる。
- (2) 児童がいじめを行っていて、教育上必要があると認める場合は、学校教育法第十一条に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える措置をとる。

### Ⅷ 重大事態の対処について

#### 1 重大事態の基準

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- (3) その他児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し立てがあったとき

#### 2 重大事態が発生した場合の対応

- (1) 重大事態が発生した旨市教育委員会に速やかに報告する。一報後、改めて文書により報告する。（認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案により事故報告書）
- (2) 市教育委員会の指導の下、当該事案に対する「子どもサポート委員会」（第三者を含める）を開き、対応について組織的に検討する。
- (3) 子どもサポート委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査にあたっては、県及び市教育委員会の指導の下、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により適切に実施する。また教育委員会を通じて文科省に所定の様式で重大事態調査開始報告を行う。（令和5年3月10日付事務連絡）
- (5) 市教育委員会に調査結果を文書にて報告する。その後、市長の判断を含め、市教育委員会の指導に基づき適切に対応し、最終的には文科省に所定の様式で重大事態調査報告書を提出する。（令和5年3月10日付事務連絡）
- (6) 警察への通報など関係諸機関との連携を適切にとる。
- (7) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供・説明をする。また被害児童・保護者への説明方針に沿い、加害児童・保護者に対しても適切に情報提供・説明を行う。

※県・市教育委員会の指導を仰ぎつつ、保護者会の実施等保護者への説明や児童の心のケア、報道対応等を適切に行う。

### Ⅸ 公表・点検・評価

#### 1 豊畑小いじめ防止基本方針の公表・点検・評価について

- (1) いじめに関しての調査や分析を行い、その結果に基づいた対応を行う。
- (2) ホームページで公表する。教育計画で公表する。

- (3) 学校評価アンケートの中で、「いじめ問題への取組」項目を設け、保護者・職員で評価し、P D C Aサイクルに基づいて取組の改善を図る。
- (4) 豊畑小いじめ防止基本方針を毎年2月に見直し、点検、改善を図る。その他適宜見直しを図り、必要に応じて改訂する。

## X 年間計画一覧

月	子どもサポート委員会	いじめ実態調査アンケート	教育相談	福祉委員会	職員会議時実施児童を語る会	P D C A	備 考
4		○		○	○		いじめ防止対策啓発強化月間
5		○	○	○	○		いのちを大切にするキャンペーン(～7月)
6		○		○	○		人権教室
7	○	○		○	○		情報モラル教室 個人面談
8		○		○	○		
9		○		○	○		
10		○		○	○		前期通知票配付
11	○	○	○	○	○		
12		○		○	○	調査	人権週間
1		○	○	○	○	分析	
2	○	○		○	○	見直	
3		○		○	○	公表	後期通知票配付

※いじめ実態調査アンケートは毎月月末に実施する。アンケートで発覚したいじめや保護者からの連絡その他把握したいじめ案件については、原則、即日生徒指導主任まで報告する。

## XI 備考

策定日	平成29年4月3日	
	平成30年4月2日	改訂
	平成31年4月1日	改訂
	令和2年4月1日	改訂
	令和3年4月1日	改訂
	令和5年4月1日	改訂
	令和5年9月1日	改訂